

地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金 交付手続きの流れ

1. 交付申請書提出（申請者 → 県）



- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 交付決定前の事業実施は補助対象外となりますので、余裕をもって申請をしてください。（別紙「地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付決定時期について」参照）

2. 交付決定通知到着（申請者 ← 県）



- 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から10日以内に限り行うことができます。

3. 事業の実施、完了



- 事業を変更・中止・廃止する場合は県の承認が必要です。

4. 実績報告書提出（申請者 → 県）



- 提出期限は、事業完了から15日以内又は令和4年3月31日迄です。

5. 補助金額の確定通知（申請者 ← 県）



- 県より、確定した補助金額の通知を送付します。

6. 請求書提出（申請者 → 県）



- 請求書（別記様式第8号）を提出してください。

7. 補助金の支払い（申請者 ← 県）

【書類提出・問合せ先】

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県福祉保健課保護担当

TEL：0985-26-7075